

札幌市監査委員 庄 司 正 史
同 愛 須 一 史
同 五十嵐 徳 美
同 丸 山 秀 樹

令和7年度第2回定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、愛須一史監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、株式会社札幌振興公社、札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ及び大通周辺自転車等駐車場利用推進グループの監査には関与しておりません。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 財務監査等（事務）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見 (要望) 事項	遵守
		収入	支出	財産	行政 運営	学校 運営	その他	合計		
総務局	東京事務所		3					3		
財政局	財政部		1					1	1	
	税政部 南部市税事務所									1
	税政部 西部市税事務所									
保健福祉局	総務部	1	1					2	2	1
	監査指導室									
	保健所		2					2	2	1
	衛生研究所		1		1			2	3	
子ども未来局	子育て支援部	1	2					3	1	2
	児童相談所		2					2	1	1
	東部児童相談所		2					2		1
経済観光局	産業振興部		2					2	2	
教育委員会	学校教育部		2					2	6	1
	市立学校		1	1	3	1		6	1	1
6局	13部・20校	2	19	1	4	1		27	19	9

※ 「遵守」は基本的遵守事項を表す。

2 財務監査等（工事）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見 (要望) 事項
		設計	監理	事務	その他	合計	
下水道河川局	事業推進部	2	5			7	
豊平区	土木部	3				3	3
清田区	土木部	1				1	
南区	土木部						
4局（区）	4部	6	5			11	3

3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見 (要望) 事項
社会福祉法人札幌恵友会	財政援助団体		
一般社団法人札幌歯科医師会	財政援助団体	1	1
社会福祉法人札幌みどり福祉会	財政援助団体	1	
社会福祉法人光華園	財政援助団体	1	
社会福祉法人幸友福祉会	財政援助団体		
株式会社札幌振興公社	財政援助団体		
	出資団体	4	1
	公の施設の指定管理者		
公益財団法人札幌市公園緑化協会	出資団体	1	
	公の施設の指定管理者		
一般社団法人札幌市区民センター運営委員会	公の施設の指定管理者	4	
札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ	公の施設の指定管理者	2	
公園緑化協会・中島公園コンソーシアム	公の施設の指定管理者		
公園緑化協会・川下公園コンソーシアム	公の施設の指定管理者		
公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム	公の施設の指定管理者		
月寒公園パークライフコンソーシアム	公の施設の指定管理者		
稲積公園グループ	公の施設の指定管理者		
大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ	公の施設の指定管理者	1	
みどりみらいプロジェクトグループ	公の施設の指定管理者	1	
16 団体		16	2

財 務 監 査 等

(事務)

抜粋版

財務監査等（事務）報告書

令和7年度第2回定期監査（事務）の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類 財務監査、行政監査

監査の対象

総務局	東京事務所
財政局	財政部、税政部南部市税事務所、税政部西部市税事務所
保健福祉局	総務部、監査指導室、保健所、衛生研究所
子ども未来局	子育て支援部、児童相談所、東部児童相談所
経済観光局	産業振興部
教育委員会	学校教育部、市立学校

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、26ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	令和6年10月1日から令和7年9月30日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和7年9月1日から同年12月19日まで

監査の結果

対象となった事務について、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。

第1 指摘事項

- 1 収入事務
(省略)
- 2 支出事務
(省略)
- 3 財産管理事務
(省略)
- 4 行政運営事務

(1) 附属機関に関する事務を適正に行うべきもの

【保健福祉局衛生研究所】

ア 札幌市衛生研究所倫理審査委員会は、人を対象とする研究に関する事項の審査及び答申等を行うことを目的として設置されており、直近では、令和5年度に研究継続を承認するため審査を実施しているが、当該委員会としての活動に関する資料等が公開されていない状況がみられた。

札幌市においては、附属機関について関係法令の解釈及び運営の統一性を確保すること等を目的としてハンドブックが作成されており、その中では、書面開催をした場合を含め、終了後に会議の経緯がわかるものを公開するよう示している。

この公開の趣旨が、札幌市自治基本条例及び情報公開条例の規定に基づく市民への積極的な情報の提供であることを踏まえると、委員会として活動した内容を特段の事情がない限り公開しないことは適当とは言えないことから、今後は、関係規程を改めて確認するなど、適正な事務の執行に努められたい。

イ また、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する国の倫理指針では、倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会の組織及び運営に関する規程や審査の概要等について、国が作成した報告システムにより公表しなければならないと定めているところ、上記アの委員会については、これまで登録手続を行っていないため、規程等が公表されていない状況となっていた。

当該指針が、研究の適正な推進を図ることを目的として定められたものであることを踏まえると、研究に係る審査が中立的かつ公正に行われているかを適宜確認できるように公表することは極めて重要である。

今後は、当該倫理指針を含め、研究に関する通知等についてはその内容を改めて確認するなど、職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 自家用車の公用使用承認を適正に行うべきもの

【教育委員会市立学校】

自家用車の公用使用承認に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 自家用車の公用使用に係る申請において、呼気検査を省略する理由を記載せ

ずに決裁を行い、実際に検査することなく、これを許可しているもの
イ 上記申請において、午前中の校務や終日の校外学習随行であるにもかかわらず、午後からの校務であることを理由として、呼気検査を省略する決裁を行い、実際に検査することなく、これを許可しているもの

こうした誤りは、申請内容を十分確認することにより防げるものであることから、今後はチェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

(3) 情報機器の管理を適正に行うべきもの

【教育委員会市立学校】

市立学校においては、情報機器の使用状況の把握及び管理のため、情報機器使用状況管理簿を作成し、返却の際に、保存されている情報資産が適切に削除されているか確認することが定められているところ、これを行わず、情報資産が削除されていないものが散見された。

今後は、札幌市教育情報セキュリティポリシーなど関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 学校評価を適正に行うべきもの

【教育委員会市立学校】

学校評価に関する国のガイドラインでは、評価の結果については広く保護者や地域住民等に公表することと示されており、札幌市では、年度内に学校ホームページ等を利用して公表するよう、各学校に通知がなされている。

これらを踏まえ、各学校においては、評価手続が終了した後、概ね1か月程度で学校のホームページにおいて評価書を公開しているが、令和4年度以降公開されていないものがみられた。

結果を公開する趣旨が、学校運営に関する保護者や地域住民等の理解を深めることなどにあることを踏まえると、評価書の内容については、広く市民が情報を得られるよう通知に即して公表するよう努められたい。

5 学校運営事務

(省略)

第2 意見(要望)事項

(省略)

第3 基本的遵守事項

(省略)